

円山動物園西門ネットワークカメラ取付業務仕様書

1 目的

本業務は、動物園運営にあたり繁忙期の動物園出入口の状況を的確に把握し、適切なお案内・誘導等を行うことで利用者へのサービス向上を図ることを目的とする

2 業務概要

- (1) 本業務は、札幌市円山動物園西門の出入口の通路及び円山公園第1駐車場屋上階の状況が確認できるようネットワークカメラを設置し、動物園センター事務室内の既設の正門監視用のローダーに接続するものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態によっては作業を中断又は中止する場合や、動物の妊娠・出産に伴う緊急対応等の発生時の作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

2 業務実施期間

契約書に示す日から令和3年3月26日まで

3 業務対象施設

札幌市円山動物園

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1

4 業務内容

- (1) 使用するネットワークカメラ、本市が支給する全方位型カメラ及びハウジング型カメラ計2台を設置する。
- (2) 西門の売収札室に機器収納ボックスを設置、PoESWHUB・光接続箱・メディアコンバーター及びSFPモジュール等を収める。また、動物園センター第一調整室に、同様に機器収納ボックスを設置し、光接続箱・メディアコンバーター及びSFPモジュール等を収め、それぞれに100V電源を配線すること。

- (3) 上記の西門の機器収納ボックス～動物園センター機器収納ボックス間を光ファイバーケーブルで配線し融着接続する
- (4) 光ファイバー配線については構内フェンス柱や構内既設コンクリート柱等を利用し固定金物で共架するとともに、建築物等に配管等を施し配線するものとする。また樹木との接触箇所がある場合は、枝の伐採あるいは保護カバー等を使用し配線ケーブルの保護を行うこと。
- (5) 西門の機器接続箱から各設置ネットワークカメラ間は PF 管にて配管の上 CAT5E を配線し接続する。
- (6) 配管各機器設置後、機器類の設定及びカメラの向きの調整等の試験調整を行う。
- (7) 動物園センター収納ボックスから事務室既設のネットワークレコーダーまでは庁舎内のピットラック等を使用し配線接続するものとする。
- (8) 特記仕様
 - ア 詳細は添付図による。
 - イ LAN ケーブル (CAT5) は既設ケーブルラックを使用し配線するものとするが、露出配線部分は PFD (16～28) 配管とする。
 - ウ コンクリート躯体の貫通配線は、ダイヤモンドカッターによるコア抜きし金属管配管にて配線する
 - エ ネットワークカメラ、PoESWHUB、ネットワークカメラの一部付属品等については本市より支給するものとする。
 - オ ネットワークカメラの取付位置の詳細等については、都度、本市担当者と再確認の上、作業を進めることとする。
 - カ ネットワークカメラの向き等の微調整（特にワジング一体型カメラ）に関しては、試験調整時に併せて行うこととする。
 - キ また、添付図面上に記載がないが、既設配管を利用して配線が可能な、箇所がある場合は、担当者に申し出し利用することを前提とする。

(9) 共通項目

- ・ 部品類の取付け・固定においては最適な方法によるものとする。
- ・ 固定方法については事前に委託者と協議の上、決定することとする。
- ・ 機器等に塗装する場合については、塗色は委託者の指定色とする。
- ・ **引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。**
- ・ 獣舎内の往来については、担当係員の指示に従うこと

5 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できること。
- (2) 円山動物園の敷地内すべて全面禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲
 - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (6) 安全の確保について
作業の実施にあたって、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (7) 作業実施について
作業実施に伴う騒音や振動等により、飼育動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の出産等により一時的に作業を中断することもある。

(8) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ったうえで行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

6 環境負荷低減事項

(1) 共通事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内作業業務

ア 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(3) 運搬等自動車を使用する業務

ア 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

イ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

7 提出書類

本業務の実施にあたっては以下の書類を提出するものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務責任者等指定通知書

(3) 作業工程表

以上の書類については着手後速やかに作成し、各ページを割印、または袋とじにして表紙・裏表紙で割印し、提出すること。

(4) その他、委託者の指示するもの

業務が完了した時は、ただちに完了届を提出すること。

8 その他

(1) 感染症対策として新型コロナウイルス等に対しての各種感染症予防対策を徹底すること。

(2) 本業務の実施に関しての疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。